

川崎市教育委員会服務相談員制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会職員服務規程（平成29年教育委員会訓令第3号。以下「服務規程」という。）の規定に基づき、服務相談員の種別及び職務等について規定する。

(服務相談員の種別)

第2条 服務相談員は、総括服務相談員及び服務相談員とする。

2 総括服務相談員は、教育長をもって充てる。

3 服務相談員は、総務部庶務課長及び職員部教職員人事課担当課長をもって充てる。

(総括服務相談員及び服務相談員の職務)

第3条 総括服務相談員は、服務規程の遵守及び服務規律の確保を徹底するため、局の服務に関する事項を統括するとともに、服務相談員と緊密な連携を図り、必要に応じて服務相談員に助言又は指示を与えるものとする。

2 服務相談員は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 服務に関する職員からの相談に応じ、必要な助言又は指示を与えること。

(2) 規程第7条3項に規定する届け出を受理し、了承又は必要な指示を与えること。

(3) 総括服務相談員に職員の服務に関する事項を報告すること。

(4) 教育委員会における不祥事防止委員会、管理職会議等において服務に関する情報提供又は注意喚起を行うこと。

(5) 規程第7項第1項各号に規定する事項について、職員からの報告等に基づき、関係業者等に必要な注意を与えること。

(6) その他服務規律を確保するための必要な措置を行うこと。

3 総括服務相談員及び服務相談員は、その職務の遂行に当たっては公正を旨とするとともに、職員のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、事案に係りのある所属の長及び関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第4条 その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。